

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体テニス保険は、日本国内のテニス施設内において、被保険者が行うテニスの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(2) 被保険者の範囲

被保険者の範囲は、次のとおりです。
 (注)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者としてします。

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者※1	本人またはその配偶者の同居の親族※2・別居の未婚※3の子
テニス賠償責任保険特約	○	×	×

- ※1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- ※2 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- ※3 未婚とは、これまで婚姻歴がないことをいいます。

2. 基本となる補償 等

(1) 基本となる補償

基本となる補償およびご希望によりセットできる主な特約(別に定める保険料の払込みが必要となる場合があります)は中面に主なものに記載しています。また、セットする特約により「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」が異なることがありますのでご注意ください。なお、傷害死亡保険金は死亡した被保険者の死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(2) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書・加入申込票兼被保険者明細書をご確認ください。
 ●各保険金額は、引受けの限度額が異なります。保険金額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

(3) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ① 保険期間：1年間(ご契約内容により1年に満たない短期契約も可能)
- ② 補償の開始：始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- ③ 補償の終了：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料決定の仕組み

- ① 保険料は、保険金額、年齢および保険期間等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ② この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。なお、解約時、ご契約内容の変更時、包括契約等契約時に暫定保険料を領収するご契約の確定精算時においても、最低保険料を適用します。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(2) 保険料の払込方法

- ① ご契約の保険料は、分割払[※]または一時払で払い込んでください。なお、キャッシュレス(口座振替、クレジットカード)で払い込むことができます(ご契約内容により現金で払い込むこともできます)。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いきれない払込方法があります。
[※]保険料割増が適用されます。
 (注)現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。
- ② 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

- ① ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。
 ① ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ② 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



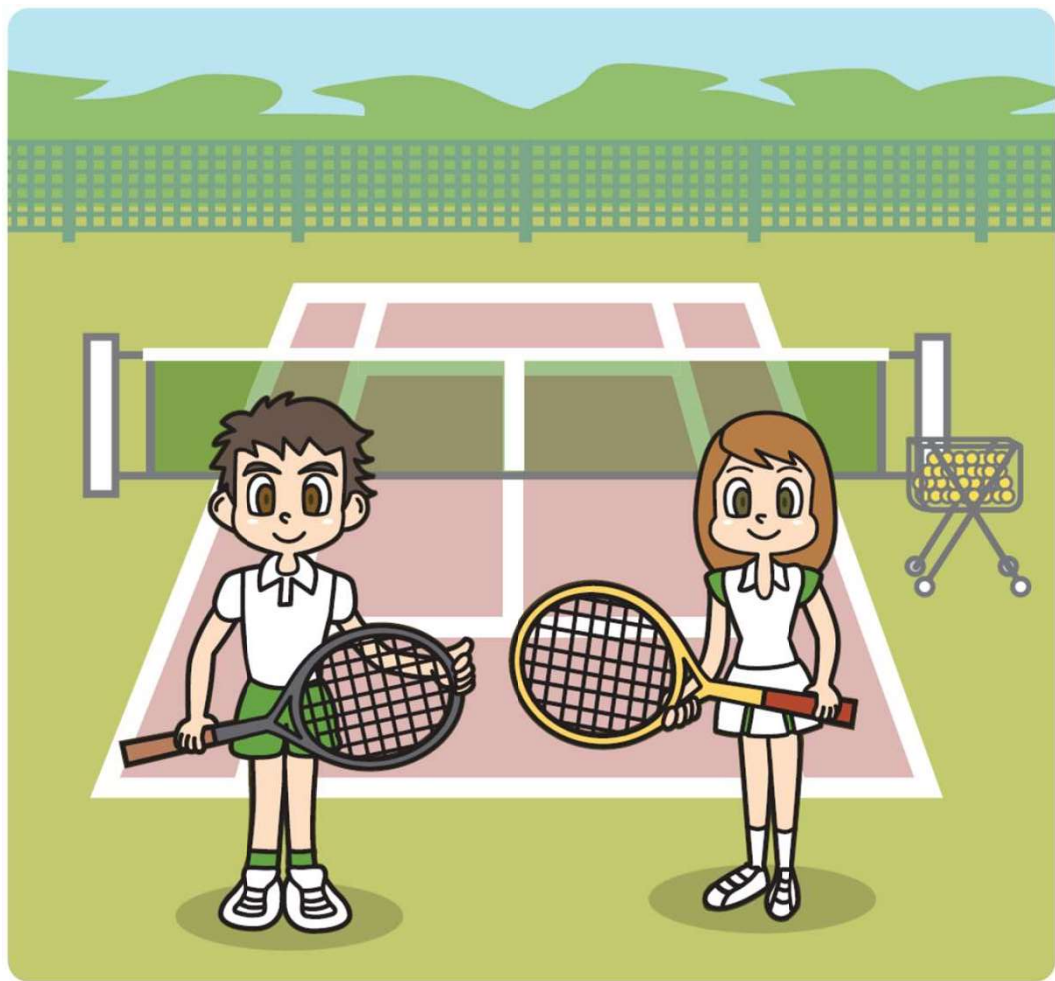
まだ誰も知らない安心を、ともに。

テニスのプレー中におけるさまざまなリスクに備えたい方に。

テニス賠償責任保険特約セット団体総合生活補償保険 令和元年10月以降保険始期用

団体テニス保険

団体総合生活補償保険(個賠型)



事故時のご連絡窓口

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024(無料)

- ※受付時間[24時間365日]
- ※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- ※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会
 そんぽADRセンター
 ナビダイヤル 0570-022-808
 (全国共通・通話料有料)

- ※受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ※携帯電話からも利用できます。
- ※IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ※おかけ間違いにご注意ください。
- ※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

⚠️ ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは、団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- 「団体テニス保険」はテニス賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 保険契約のお申し込みの際は、保険申込書等の各項目について正しく記入ください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書等に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 万一事故が起こった場合、遅滞なく(テニス傷害補償特約をセットした契約でケガに関する事故が発生した場合は30日以内に)代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

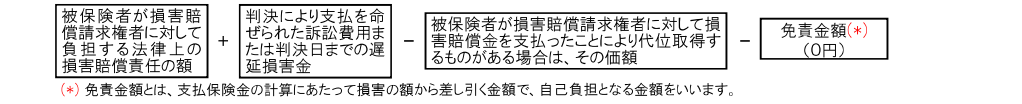
MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-29-1
 TEL:03-5424-0101 (大代表)
<https://www.aioinissaiyodowa.co.jp/>

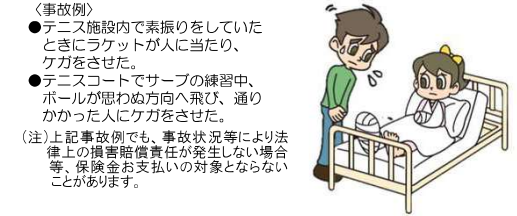
テニスの練習中、競技中または指導中に発生する次のような事故や費用を補償します。

テニス賠償責任保険特約 補償重複

日本国内のテニス施設において、被保険者が行うテニスの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体に障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。



- (※) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- (注1) 1回の事故につき、テニス賠償責任保険金額が限度となります。
- (注2) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。
- (注3) 事故により損害賠償の請求を受けた場合、当社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、当社による示談交渉はできません。
- ①被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額がテニス賠償責任保険金額を明らかに超える場合
 - ②損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③正当な理由がなく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
 - ④被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- (注4) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。



〈事故例〉

- テニス施設内で素振りをしていてときにラケットが人に当たり、ケガをさせた。
- テニスコートでサーブの練習中、ボールが思わぬ方向へ飛び、通りかかった人にケガをさせた。

(注) 上記事故例でも、事故状況等により法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、保険金お支払いの対象とならないことがあります。

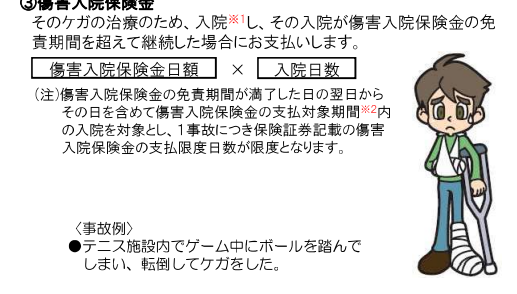
テニス傷害補償特約

被保険者が日本国内のテニス施設内において、テニスの練習中、競技中または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体にケガを被った場合、かつ、次のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いします。

(注1) ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸入または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます(継続的に吸入、吸入または摂取した結果発する中毒症状は含みません)。

(注2) 治療とは、医師が行う治療をいいます。

- ①傷害死亡保険金**
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。
- | | |
|--------------------------------------------------------------------|--|
| 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 | |
| (注) 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。 | |
- ②傷害後遺障害保険金**
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合にお支払いします。
- | | | |
|---------------|---|-----------------------|
| 傷害死亡・後遺障害保険金額 | × | 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) |
|---------------|---|-----------------------|
- (注) 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
- ③傷害入院保険金**
そのケガの治療のため、入院^{※1}し、その入院が傷害入院保険金の免責期間を超えて継続した場合にお支払いします。
- | | | |
|-----------|---|------|
| 傷害入院保険金日額 | × | 入院日数 |
|-----------|---|------|
- (注) 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間^{※2}内の入院を対象とし、1事故につき保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。



〈事故例〉

- テニス施設内でゲーム中にボールを踏んでしまい、転倒してケガをした。

補償重複 マークがある特約をセットする場合、被保険者とそのご家族が加入されている補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の必要を判断のうえ、ご契約ください。※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみでセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

テニス用品補償特約 補償重複

日本国内のテニス施設内において、テニス用品の盗難またはテニスラケットの折損、曲損によって被保険者に発生した損害に対して、保険金をお支払いします。なお、テニスボールの盗難は、他のテニス用品と同時に発生した場合に限りです。

- ①テニス用品を修理できない場合
損害の額
- ②テニス用品の損傷・汚損を修理できる場合
修理費
- (注1) 保険期間を通じ、テニス用品保険金額を限度とします。
- (注2) 修理費は、損害発生直前の状態に復するに必要な修理費とし、価値の下落は損害の額に含まれません。
- (注3) 損害の額が、その損害の発生したテニス用品の保険価額を超える場合は、その保険価額を持って損害の額とします。
- 〈事故例〉
- テニス施設内で、誤ってラケットを地面に打ちつけて折ってしまった。



【テニス賠償責任保険特約】

- 次のいずれかによって発生した損害
- 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
 - 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動^{※1}
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など
 - 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害
 - 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - 被保険者の使用者(被保険者が家事使用人として使用する方を除きます)が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任^{※2}
 - 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 など

【テニス傷害補償特約】

- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ
 - 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によるケガ
 - 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によるケガ
 - 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動^{※1}によるケガ
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
 - むちうち症・腰痛等医学的覚所見のないもの^{※3}
 - 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒 など

本パンフレットで使用している用語のご説明

区分	用語	説明
共通	親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	テニス施設	専らテニスの用に供するテニスコート、テニス練習場および更衣室等それらの付属施設をいいます。
配偶者	テニスの練習中、競技中または指導中	テニスの練習中、競技中または指導中に伴うテニス施設内の更衣、休憩を含みます。
	婚姻関係	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
テニス傷害補償特約	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手の全修復、修復固定術および接骨術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療 ^{※1} に該当する診療行為 ^{※2}
	手術	※1 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りすので、対象となる手術、医療機関及び適応症は限定されます。 ※2 治療を直接の目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りす(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。
テニス用品補償特約	テニス用品	テニスラケット、テニスボール、その他のテニス用に設計された物および被服類ならびにそれらを受容するバッグ等であって、被保険者所有のテニス用品一式をいいます。(注)時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいい、盗賊、不法侵入者による損傷・汚損を含みます。
	保険価額	テニス用品に損害が発生した地および時におけるテニス用品の価額をいいます。

